

令和3年度

第6回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和3年9月6日(月) 午後1時30分～午後3時17分

場所 庄原市役所本庁 防災対策室

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画(10月1日公告)の決定

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明申請について

議案第6号 庄原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱

に関する規則の一部改正について

議案第7号 農地法等に基づく庄原市農業委員会の処分に係る

審査基準の一部改正について

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	植木 登夫	○		13	明賀 美伸		○
2	原田 實夫		○	14	藤原 富雄	○	
3	堀江 唯雄	○		15	柳生 卓三		○
4	木村 英宗		○	16	高坂 勝博		○
5	三吉 和宏	○		17	金本 篤子	○	
6	増谷 克則	○		18	前田 憲二	○	
7	入谷 弘之	○		19	道下 和子	○	
8	財間 敏行		○	20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 讓		○	23	松長 百合子		○
12	竹森 達		○	24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	麻尾 浩祥		○
係長	中村 征巳	○		主任	小田 正儀	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主事	辻田 成美	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任	藤原 直人		○
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主任	細川 美加	○		出張所長	小田 雅平		○
				主任	桑原 惣	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	中島 智治		○	出張所長	佐々木 敏也		○
主事	宮永 竣介	○		主事	荻原 綾乃	○	

<p>事務局長</p>	<p>ただ今より、令和3年度第6回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)</p> <p>本日は事前にご案内させていただいた通り、コロナウイルス対策の為、出席いただく委員を16名とさせていただきます。</p> <p>本日の欠席委員のお名前を申し上げます。</p> <p>2番原田委員、4番木村委員、8番財間委員、11番宮崎委員、12番竹森委員、13番明賀委員、15番柳生委員、16番高坂委員、23番松長委員さんでございませう。</p> <p>16名とさせていただきますでしたが、1名ほど都合により欠席とのことで15名の参加となっております。</p> <p>また、本日の議事運営自体も出来るだけ速やかに進行させていただきたいと考えておりますので、なにとぞ、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長を務めていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>(挨拶)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、会議を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は15名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。14番藤原委員さん、17番金本委員さん、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>まず、議案の修正があるようですので事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>議案第5号「非農地証明申請について」の受付番号5について、8月27日の現地確認の結果、現況地目を原野と証明ができない農地が2筆ありましたので取り消しとなっております。</p> <p>また、担当委員について宮本委員としておりましたが、尾原委員の誤りでした。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号12から14について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。</p>

議長	<p>ここでご質疑・ご意見等受け付けます。何かございますか。</p> <p>(なしという声)</p> <p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号12から14の3件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは受付番号12から14の3件について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>それでは、議案第2号「農用地利用集積計画(10月1日公告)の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概略)</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和3年8月期の申し込み分については、「令和3年10月1日公告 利用権設定内訳」のとおりです。</p> <p>今回は利用権設定(一般分)のみで合計3件、契約面積4,641㎡となっております。利用権設定(農地中間管理事業分)につきましては合計2件、契約面積が42,175㎡となっております。</p> <p>(内訳を読み上げる。以下略)</p> <p>以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。しばらく資料にお目通しください。</p> <p>皆様の方から何かご質疑・ご意見等ございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議長	<p>挙手全員、決定されました。</p> <p>続きまして、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号 2 について事務局からの説明をお願いいたします。</p>
事務局員 (高野出張所)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号 2</p> <p>位置等：説明資料の 2・3 ページに記載</p> <p>転用事由：墓地</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他法令：墓地経営許可申請手続き中</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：除外見込み</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様の方から何かご質疑、ご意見等はございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「農地法第 4 条の規定による許可申請について」受付番号 2 について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号 19 から 23 の 5 件について事務局からの説明をお願いいたします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号 19</p> <p>位置等：説明資料の 4・5 ページに記載</p> <p>転用事由：共同住宅</p> <p>資金計画：一部自己資金、一部借入資金</p> <p>他法令：特になし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p>

	<p>除外手続：都市計画区域であり除外不要</p> <p>受付番号 20・21(一連事業の為一括で説明) 位置等：説明資料の 4・6 ページに記載 転用事由：営農集団農機具庫用地 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み</p> <p>受付番号 22 位置等：説明資料の 4・7 ページに記載 転用事由：一般住宅 資金計画：一部自己資金、一部借入資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外見込み</p> <p>事務局員 (西城出張所) 受付番号 23 位置等：説明資料の 8・9 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：もともと再生可能エネルギー発電事業計画認定済みだが、事業計画変更を申請中 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み</p> <p>議長 以上で説明が終わりました。ここでご質疑・ご意見を受け付けます。 何かございますか。</p> <p>議長 受付番号 23 について、事業計画変更を申請中とのことだが、詳しく説明をお願いしたい。</p> <p>事務局員 (西城出張所) パネルの価格の高騰を理由に、製造メーカーや枚数などの太陽電池に係る事項を変更されるということで、まだ経済産業省からの認定通知書は出ておらず認定待ちという状況です。 8月20日時点での内容証明が添付されております。認定には1か月ほどかかるのではな</p>
--	---

	いかと聞いております。
議長	他に皆様から何かございますか。
5 番三吉委員	意見であるが、受付番号 23 について、太陽光は最新の状況に基づいて農業委員会の決定をするべきだと思う。 業者も経済産業省の許可が下りないと現場は構わないので、慌てて農業委員会の許可を出さなくても、経済産業省からの許可が下りてその書類が添付できる状態になったときに、提出してもらえばいいのでは。 こちらが善意で古いデータを基に農業委員会の最終決定をして後は業者任せにするよりは、最終書類を添付して農業委員会の総会で決定するべきではないか。 著しく申請者に不利益になるのなら何か対応を考えた方がいいかもしれないが、今回の件は申請者に不利益はないように思う。
5 番三吉委員	受付番号 20・21 について、この営農集団組合は人格を持つ法人なのか、任意団体なのかどちらか。
事務局員 (本庁)	任意団体です。
5 番三吉委員	任意団体が農地法第 5 条の譲受人の要件を満たすのか。
事務局員 (本庁)	許可主体としてはあくまで個人の代表の方にはなりますが、大丈夫かと思えます。 念のため、県の農業会議に確認します。
3 番堀江委員	任意団体で登記はつかないため、法人化している自治会の方で登記をつけることを考えており研究していると聞いている。
議長	他にはございませんか。
5 番三吉委員	営農集団組合と法的な人格を持つ農事組合法人などの一番大きな違いは法的な権利行使ができないことである。営農集団組合は登記がつかないし、農地を所有することもできない。 庄原ではなかなか法人化が進んでいないこともあり、農地法上における任意団体のメリット・デメリットを農業委員は基礎的に把握してもらいたい。 そのような思いがあって、貸借権なので目くじらを立てないでいいと思うが、確認させて

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>いただいた。</p> <p>農業会議に確認いたしました。</p> <p>肩書「営農集団組合 代表」がついた個人として扱うことでできるとの回答でした。</p> <p>今回配布しております「農地法関係事務処理ガイドライン 新旧対照表」48 ページに農地法4条・5条の記載要領が載っております。</p> <p>(5)に法人格を有しない任意団体の場合、次のように記載するとありますように、任意団体自体は法人格がなく所有権移転などはできませんが、このような事例も想定して申請を受けることができるようになっております。</p>
<p>議長</p>	<p>皆様、今の説明を聞いてご質問等ありますでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>堀江委員さん、営農集団組合の代表の方は個人の責任になることを分かっていらっしゃるでしょうか。</p>
<p>3 番堀江委員</p>	<p>自分が代表としてしなければならないことは分かっていたし、譲渡人も営農集団の組合員なので問題は発生しないと思う。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、採決に参りますが沢山意見が出たので1件ずつしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>「農地法第5条の規定による許可申請について」受付番号19について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、受付番号20・21について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>賛成多数、決定されました。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、受付番号22について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
<p>議長</p>	<p>受付番号23についてですが、添付書類が整ってから審議をするべきとの意見がありました。</p> <p>この意見に賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>賛成多数になりましたので審議保留にし、添付書類が整ってから、再度申請していただき</p>

議長	<p>たいと思います。</p> <p>それでは続きまして、議案第5号「非農地証明申請について」を上程いたします。 受付番号17から22の6件について、事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号17 位置等：説明資料4・17ページに記載 潰廃事由：昭和63年頃に小作人が小作をやめたため、肥培管理するものがいなくなり、そのまま放置していたところ竹藪と化し現在に至る。 現地確認：現地の空き家の周辺は、鬱蒼とした竹林となっており申請地も、竹や低木が繁茂し、農地として復旧するのは困難で、農地として利用される見込みもないことから非農地と確認。</p> <p>受付番号18 位置等：説明資料4・18ページに記載 潰廃事由：昭和60年頃に隣の宅地と併用し建物を新築し、現在に至る。 現地確認：現地は住宅が建築されており、人的改廃で概ね20年以上経過していると認め、農地として復旧するのは困難であり非農地と確認。</p> <p>受付番号19 位置等：説明資料4・19ページに記載 潰廃事由：平成元年に父が死亡し、耕作者がいなくなったため。 現地確認：現地は詳細資料19ページの4筆は、いずれも中国縦貫道の法面下に位置し、雑草等が繁茂し原野化していた。詳細資料20ページに示している1558番1と1556番1は、古い墓地のしたに位置する傾斜地で笹等が繁茂した原野と確認。6070番4は、隣接の6070番2の宅地と一体的な土地となっており、庭と確認。2053番と2055番は、谷の奥に位置し、笹や低木が繁茂した原野と確認。 いずれも農地として復旧するのは困難又は農地として利用される見込みもないことから非農地と確認。</p>
事務局員 (西城出張所)	<p>受付番号20 位置等：説明資料8・21ページに記載 潰廃事由：平成に入って果樹を植樹するも手入れをせず放置をしていた関係で果樹も枯れて原野化してしまった。 現地確認：現地は原野となっており、農地として復旧するのは困難であり非農地と確認。</p>

<p>事務局員 (口和出張所)</p>	<p>受付番号 21 位置等：説明資料 22・23 ページに記載 潰廃事由：隣接する 505 番 2 を事務所用地として使用するためアスファルト舗装を行った際に、併せて舗装を行ったものと推察される。当時の状況が分かるものは他界しており、正確な経過の分かるものが不在。 現地確認：現地はアスファルト舗装がされており、農地として利用するのは困難で非農地と確認。</p>
<p>事務局員 (高野出張所)</p>	<p>受付番号 22 位置等：説明資料 2・24 ページに記載 潰廃事由：昭和 52 年頃に建物を建てるため、畑を埋め立て現在に至る。 現地確認：現地は宅地として利用され、農地として復元するのは困難で非農地と確認。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。皆様の方から何かご質疑、ご意見等がございますか。</p>
<p>5 番三吉委員</p>	<p>受付番号 21 について、資料の図面を見ると非常に整形された土地だが何種農地か。</p>
<p>事務局員 (口和出張所)</p>	<p>1 種農地となります。</p>
<p>5 番三吉委員</p>	<p>1 種農地の非農地証明をどうするかは議論されてきた。 説明内容に非農地証明については何種農地かの説明はしていないが、特に 1 種農地の場合は 1 種農地に位置づくことを説明の中に入れて、委員の皆さんに明示したうえで判断してもらいたい。</p>
<p>9 番森兼委員</p>	<p>法面が残ってそこを埋め立てたのではないかと思うが、現地に行かれた方の説明をお願いしたい。</p>
<p>事務局員 (口和出張所)</p>	<p>農地利用最適化推進委員さん等に現地周辺の方に確認をいただきましたが、元々がどんな状態だったのかは分かりませんでした。 少し段差があるような農地でしたので畦道だった可能性もあります。現在、コンクリートは壁として垂直に上がっており、505 番 2 と同じ高さで舗装されています。</p>
<p>事務局長</p>	<p>先ほど三吉委員から指摘のあった部分は事務局での扱いや説明の仕方を含めて特に 1 種農地の非農地証明は分かるように整理したいと考えております。 また、今の案件については元々の状況が分からない部分がありますが、1 種農地である部</p>

	<p>分については詳細を報告し、ガイドラインに基づいた判断ができるよう説明をもう少し詳しく分かるようにしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
3 番堀江委員	<p>今回の案件は何らかの形で残っていた第1種農地を埋め立てたとのことだが、今の現況である以上非農地証明を認めるべきではないか。</p>
24 番名越委員	<p>今まで1種農地は非農地証明できないという扱いだった。 これを認めるのか。</p>
5 番三吉委員	<p>昭和62年頃に505番2の宅地と505番1が悪意か善意か分からないが、一体的に舗装されて現在まで活用されている。 境を出すことはできても現況的には全てコンクリートである505番1を農地として復旧しろというのはあまりに非現実的である。 1種農地の非農地証明の取り扱いを議論している経緯ではあるが認めざるを得ないのかなど。 少なくとも1種農地を証明する際は何かの明示か説明をして、そのうえで農業委員さんに判断を仰ぐのがいいのではないか。</p>
24 番名越委員	<p>これが認められるなら、現況が山になっているような場所も非農地証明を認めるという道が開けることになるがいいのか。</p>
事務局長	<p>1種農地の非農地証明はこれまでも課題になっていますが、1種農地のA分類である、B分類であるという区分をされているなかで、どう扱っていいのかというのを今年度、再度現況確認をして決めていくということにしております。 特に、圃場整備でしている部分については国の事業でやっているところがほとんどですので、整備関係の担当部局とも話をしておりまして、農業委員会、整備の関係の部署、農業振興課も含めて1種農地の今後の扱いについては詰めていきたいという状況です。 ですから、今後研究をして、現況に応じた対応の仕方を決めていきたいと考えております。</p>
議長	<p>色々ご意見をいただきましたので整理いたします。 受付番号21のご質問の中で、これから先1種農地の表示について資料に明示か説明していただくということで、皆様よろしいですか。 (はいという声)</p>

議長	<p>1種農地を非農地にすることに関しては1から話をしていこうと思います。 慎重にやりたいので、ケースバイケースになるかと思いますが、庄原市農業委員会として基本的な決まりごとは決めていかないといけませんので、皆様よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請について」受付番号17から22の6件を一括で採決をしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは、受付番号17から22の6件について申請の通り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第6号「庄原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正について」を上程いたします。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>提案理由といたしましては、行政手続きにおける押印見直しに伴い、関係規則の一部を改めるため、所要の改正を行おうとするものです。 改正点は様式から押印欄を削除するという内容となっております。 具体的に言いますと、様式の㊟と表示されている部分を削除しております。 (資料にて、規則改正に至る背景、農地法の申請書の各種様式の押印廃止について説明)</p>
議長	<p>今の説明の中で何かご質問等ございますか。</p>
議長	<p>三吉委員さん、行政書士会から何か聞いているか。</p>
5番三吉委員	<p>中立の行政書士をしている立場で聞かれたから答えるのだが、様式的には公文書で出すものは省略する。ただ、行政書士が委任状をもらうときは双方の押印がいる。 今の段階では登記とか印鑑証明を求めるものについては残したままで、それ以外の認印</p>

議長	<p>でしていたものについては認印の効力自体が薄いから、なくていいという風に手続き上なってきた。</p> <p>他にご質問等ありませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>議案第6号「庄原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正について」提案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、承認されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第7号「農地法等に基づく庄原市農業委員会の処分に係る審査基準の一部改正について」を上程いたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>提案理由といたしましては、庄原市農業委員会が準用する広島県策定の「農地法関係事務処理ガイドライン」が法令等に基づき文言追加等整理等をされたことに伴い、一部を改正しようとするものです。</p> <p>主な改正点は3点です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1種農地の不許可の例外規定である「集落接続」の転用主体について、解釈にばらつきがあるので文言修正 ・農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設の判断の特例について、文言追加 ・法第18条第1項の規定による農地等の賃貸借の解約等の許可に係る審査基準について、過去の判例を追加
議長	<p>このことについて、何かご質問等ございますか。</p>
6番増谷委員	<p>今日はコロナ対策で欠席者が多いが、農業委員が全員集まったときにもう一度しっかり説明してもらえるのか。</p>
事務局員 (本庁)	<p>欠席を予定されている委員さんには事前に議案や改正の資料を送付させていただきました。</p> <p>本日の審議の経過をつけて改めて送付することを考えております。</p>
6番増谷委員	<p>文書で送付するだけより次の総会でも説明した方がいいのではないかと。</p>

議長	意見のあった通りだと思しますので、時間を見てやりましょう。
議長	他にございませんか。 (なしという声)
議長	ないようですので採決に移らせていただきます。 議案第7号「農地法等に基づく庄原市農業委員会の処分に係る審査基準の一部改正について」提案の通り承認することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、承認されました。
議長	以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。
議長	続いて、会長報告です。 ・ 8月18日 日常設審議会 ・ 19日 ウーマンネット広島 の全国三役会 ・ 30日 全国女性協 の理事会 について報告を行った。
議長	引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。
事務局員 (本庁)	(その他事項について資料にて説明) ・ 8月5日の役員会 ・ 今後の主な日程 について報告を行った。
議長	皆様から他に何かございますか。 (なしという声)
議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第6回農業委員会総会を閉会といたします。(午後3時17分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和3年9月6日

議 長
(道下 和子) _____

14 番委員
(藤原 富雄) _____

17 番委員
(金本 篤子) _____